

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 7月 26日

案件名	(仮称)相模原市学校施設整備基金の設置について									
所管	教育	局 区	教育環境	部	学校施設	課	担当者		内線	
概要	国の学校施設財産処分手続の変更に伴い、将来にわたる学校施設整備の財源を確保していくための基金として「(仮称)相模原市学校施設整備基金」を設置するもの									
審議内容 (論点)	(仮称)相模原市学校施設整備基金の設置について 積立額について									
実施計画の 位置付け	なし	施策番号、施策名称 及び事業名								
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	7月	11日	政策調整会議		年	月	日	
	局・区経営会議	平成29年	7月	28日	政策会議		年	月	日	
日程等 調整事項	条例等の調整	条例 制定あり	議会上程時期		平成29年12月	定例会議	報道への情報提供		なし	
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供		部会	平成29年9月	
	審議会等、協議 会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等		なし					
検討経過等	関係部局との 調整		関係部局名等		調整項目		調整状況			
			財務課		基金新設及び積立額等について		調整済み			
			総務法制課		条例内容		調整中			
打合せ・会議の経過										
月 日 会議名等 内容										
H29.7.5 教育行政調整会議 基金新設及び積立額等について										
備考	平成29年7月18日 事務事業調整会議									
関係課長会議 の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(局経営会議)			
関係課長会議 の出席課・ 機関等	企画政策課 財務課		総務法制課 藤野まちづくりセンター		経営監理課 地域医療課		教育総務室 学校施設課			
これまでの 庁議での 主な意見	<p>【関係課長会議・事務事業調整会議】</p> <p>・公共施設保全等基金の設置の時に、旧吉野小の国庫補助金相当額の積立てを終えているのではないが、前回の貸付契約分については完了しているが、貸付契約更新の度に積立ては必要となる。シュタイナー学園の賃借料は不動産評価委員会の評価で決まるため、5年毎の契約更新となり、その都度、財産処分・基金積立てが必要である。</p> <p>・学校を建てる場合にしか取り崩せないのか。取り崩すに当たって国への手続は必要なのか。「整備」であるため、改修にも充てられる。取崩しはその都度報告する必要はなく、別に基金へ積み立てる機会があれば基金の運用経過を報告するため、その時に取崩しの報告も兼ねることになる。</p> <p>・3月補正ではなく12月補正とする理由は何か。 承認通知が今年度になってから届いたこともあり、県からは今年度中に積み立てるべきとの助言があった。3月補正の議決後では、年度内に予算執行して積み立てることが日数的に難しいことから、12月補正で対応したいと考えている。</p> <p>・賃借料が支払われる度にその半額を基金に積み立てるなどのルール化が必要ではないか。 積立金の財源については特に指定はなく、賃借料と基金積立てのお金の流れは別物である。 旧吉野小は普通財産で、賃借料を学校のためだけに充当するのは難しいが、何らかの基金積み立てのルール化は必要と考える。</p>									

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

公共施設保全等基金設置の背景

国庫補助を受けて整備した学校施設を財産処分（処分制限期間内に転用、貸与等）するに当たり、国庫補助事業完了後10年以上経過した施設においても有償で貸与する場合、補助金の残存価額の国庫納付（返納）が必要になる。しかし、国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てることにより、国庫納付が免除される（平成20年6月18日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）。

市では、旧吉野小を学校法人シュタイナー学園に貸し付けるため（平成23年12月議会にて貸付開始について議決）公共施設保全等基金条例の議決（平成24年12月議会）を経て基金を設置（平成25年1月1日施行）し、積み立てた。なお、積立額は賃貸借契約額から算定するため、シュタイナー学園との契約更新毎に財産処分の承認手続と基金への積立てが必要となる。

公共施設保全等基金積立額の状況 平成28年度末の積立額 3,884千円

（旧吉野小の平成24年2月～28年3月分の積立額3,830千円を平成25年1月30日に積み立て、その後は、取崩しせず、利子収入のみ積み立ててきた。）

(仮称)相模原市学校施設整備基金設置の必要性

シュタイナー学園との契約更新（平成28年3月議会にて貸付更新について議決）に伴う更新分の基金積立てを進める際に、文部科学省の平成27年3月31日付け事務連絡において「財産処分ハンドブック」（財産処分についての文部科学省通知の事務処理の指針となるもの）が改訂され、次のいずれかの対応が必要となることが判明した。

〔内容〕

新たに学校の施設整備のみに充てる基金条例を制定する。

既存の公共施設保全等基金設置条例を、学校の財産処分手続に伴い積み立てたものについては学校施設整備にのみ充当することができるように改正する。

制定する条例の内容（のとおり、新たな基金条例を制定）

「学校施設を整備する事業の財源とするため、新たに(仮称)相模原市学校施設整備基金を設置する。」

〔理由〕

公共施設保全等基金の条例改正で対応する場合、学校の財産処分手続に伴い積み立てたものについては学校施設整備にのみ充当するとしても、公共施設全般を対象としていることから、時間の経過とともに積立金（利息等を含む。）の内訳を管理していくことが難しくなると予想されること。

条例制定の時期

平成29年12月（公布日施行）

(2) 事業スケジュール

平成29年 7月 庁議
平成29年 9月 部会情報提供
平成29年 12月 議案上程、12月補正予算上程
平成29年 12月 条例施行（公布日施行）
平成30年 1月 基金積立て（3月31日期限）

(3) 事業経費・財源

3,884千円・一般財源（平成24年2月～平成28年3月分）
6,696千円・一般財源（平成28年4月～平成33年3月分）
積立額は、賃貸借契約額を基に国庫補助金相当額を算定
残存期間最長平成69年まで、積立総額約3,700万円（概算）

(4) 事業実施の効果

国庫の納付が不要となる。

学校施設の老朽化が進む中で、将来にわたる施設整備の財源を確保することができる。

平成29年度 第1回 教育局 局経営会議 議事録

開催日 平成29年7月28日

出席者 教育長 教育局長 教育環境部長 学校教育部長 生涯学習部長
教育総務室長 学校施設課長

1 (仮称)相模原市学校施設整備基金の設置について

(説明者：教育環境部長)

(1) 主な意見等

既存の公共施設保全等基金の取扱いは。

公共施設保全等基金の積立額を新設する基金に移すものか。

公共施設保全等基金は存続させる。

既積立額 3,884 千円については、公共施設全般の整備に充てるものとして、そのまま当該基金に残すものである。

計画的な積立についての考え方は。

現在、長寿命化計画の策定作業中であり、具体的に示すことは出来ないが、計画策定を踏まえながら、計画的な積立を検討する必要がある。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上